

兵庫県公報

令和6年4月1日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示	ページ
○ 兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第21号

兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

兵庫県選挙管理委員会規程（昭和36年選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

5 書記のうちから主幹・主査・主任・副主任又は主事を命ずることがある。

第21条第5項を次のように改める。

5 主幹は、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。

第21条に次の4項を加える。

6 主査は、上司の主として困難の度が高い職務を補助する。

7 主任は、上司の職務を補助する。

8 副主任は、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

9 主事は、定型的な事務を処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。